

電 気 工 事 士

電気工事士法第3条には「電気工事士でなければ、一般用電気工作物に係る電気工事(一般用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であって、通商産業省令で定めるものを除く。)の作業に従事してはならない。」と定め、無資格者が定められた電気工事の作業に従事することが禁止されている。

< 資 格 >

第一種電気工事士 …… 一般用電気工作物の電気工事
500KW 未満の自家用電気工作物の需要設備に係る電気工事

第二種電気工事士 …… 一般用電気工作物の電気工事

当協会の準備講習は試験に合格しやすくするための勉強の講習ですので、試験は別に受験する必要があります。試験に必ず合格できるものではありません。独学では難しいところがありますので、試験のポイントを中心に解説し、できるだけ合格できるように指導する講習です。**試験申込受付は期限がありますので、各自であらかじめ申し込みをして下さい。**

申し込みをされないと試験が受験できなくなりますのでご注意下さい。



試験 (第二種) 実施日程等 (詳細は下記にお問い合わせ下さい)

[一般財団法人 電気技術者試験センター](#) 電話 03-3552-7691 メール info@shiken.or.jp

電気工事士以外の者は従事できない作業

- 1 電線相互を接続する作業
- 2 がいしに電線を取り付ける作業
- 3 電線を直接造営材その他の物件 (がいしを除く。)に取り付ける作業
- 4 電線管、線び、ダクトその他これらに類する物に電線を収める作業
- 5 配線器具を造営材その他の物件に固定し、又はこれに電線を接続する作業 (露出型点滅器又は露出型コンセントを取り換える作業を除く。)
- 6 電線管を曲げ、若しくはねじ切りし、又は電線管相互若しくは電線管とボックスその他の附属品とを接続する作業
- 7 ボックスを造営材その他の物件に取り付ける作業
- 8 電線、電線管、線び、ダクトその他これらに類する物が造営材を貫通する部分に防護装置を取り付ける作業
- 9 金属製の電線管、線び、ダクト、その他これらに類する物又はこれらの附属品を、建造物のメタルラス張り、ワイヤラス張り又は金属板張りの部分に取り付ける作業
- 10 配電盤を造営材に取り付ける作業
- 11 接地線を一般用電気工作物に取り付け、接地線相互若しくは接地線と接地極とを接続し、又は接地極を地面に埋設する作業
- 12 電圧 600V を超えて使用する電気機器に電線を接続する作業

